

令和 7 年 3 月 2 4 日
鯨 川 村 役 場

職員の懲戒処分について

このことについて、地方公務員法第 2 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり処分しましたので、公表します。

記

1 公金処理不適正①

(1) 被処分者

ア 職員 村長部局 主任主事 3 0 代 男性 停職 3 か月

【処分日：令和 7 年 3 月 2 4 日】

イ 上司 同日付で文書による訓告

(2) 事案の概要

・令和 4 年度から令和 6 年度にかけて担当していた職員労働組合会計において使途不明金 3 0 0 , 3 1 1 円が発覚。不明金については、全額同組合に返済されている。

・複数の団体の会計を担当していた当該職員は、令和 5 年度から令和 6 年度にかけて、村公金支出事務の遅延を補うため、それらの団体会計から流用し公金支払いに充てるとともに、一部について自費で立て替えた。また、補助金未払いにより団体に損害を与えた。

2 公金処理不適正②

(1) 被処分者

ア 職員 教育委員会部局 係長 4 0 代 男性 減給 1 か月 (1 0 分の 1)

【処分日：令和 7 年 3 月 2 4 日】

イ 上司 同日付で口頭による厳重注意

(2) 事案の概要

・任意団体の会計を担当していた職員が、団体から支出すべき費用を自費で立て替えるとともに、複数の事務処理について遅延を生じさせ関係者に迷惑をかけた。

・上司の度重なる命令に従わなかった。

3 再発防止について

不適切な経理処理及び事務処理遅延が行われていたことが判明し、村民の皆様への信頼を裏切る結果となったことは、誠に遺憾であり、改めて村民の皆様、関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。

今回の件を受け、改めて注意喚起を行うとともに、複数でのチェックを徹底するなど組織として再発防止に努めてまいります。また、他団体事務の見直しについて関係者と協議を進めてまいります。職労については今回の件を受けて解散することとなりました。

これまでも、綱紀粛正及び服務規律の徹底を図ってきたところではありますが、公金管理を始め、コンプライアンス意識の徹底を図り、職員の不祥事を二度と起こさないよう、全職員一丸となって全力で信頼回復に取り組んで参ります。

【問い合わせ先】

鮫川村役場 総務課長

電話：0247-49-3111（代表）